

成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

2017年度から、日本社会福祉士会の成年後見人養成研修が変わり、成年後見制度を活用する社会福祉士のための「成年後見人材育成研修」（認証研修）と、ぱあとなあ名簿に登録し受任する社会福祉士のための「名簿登録研修」の2つに分かれました。千葉県社会福祉士会では、前年度と同じように、「成年後見人材育成研修」（認証研修）を日本社会福祉士会主催の委託集合研修として下記の概要どおりに開催します。

- 1. 研修目標**
- ①専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターぱあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - ②地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

- 2. 日 時**
- | | | |
|-----|----------------|-----------|
| 1日目 | 2019年 7月20日（土） | 9時～17時30分 |
| 2日目 | 2019年 8月23日（金） | 9時～17時 |
| 3日目 | 2019年 9月21日（土） | 9時～17時 |
| 4日目 | 2019年10月26日（土） | 9時～17時 |

- 3. 会 場** 千葉県社会福祉センター（予定）
(所在地 千葉県千葉市中央区千葉港4-3)

4. カリキュラム（予定）

- (1) 講義・演習等：4日間 23時間以上
- (2) 事前課題：指定する6科目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講要件 次の要件のすべてを満たす者

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 都道府県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認める者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (4) 日本社会福祉士会の基礎研修Ⅲを受講済みである者、若しくは旧生涯研修制度において共通研修課程を1回以上修了している者（基礎課程を受講したと見なされている者）
- (5) 次の主管社会福祉士会独自の受講要件を満たす者
 - ①会費の未納がない者

6. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員
研修を主管する 社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	千葉県	25名
研修の対象となる 指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	茨城県（予定）	5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

- 7. 受講費** 5万円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）

※一端納入された受講費は、主催者（研修を主管する社会福祉士会）の責による場合以外は返金いたしません。

8. 申込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属社会福祉士会の事務局に、郵便または、FAXにてお申ください。（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）

◆申込先 所属社会福祉士会事務局

◆申込期間 4月1日（月）～4月15日（月） 定員となり次第締め切ります。

※期間がある場合は、郵便は消印有効、FAXは必着。

9. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。

②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。

③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

10. 受講可否の連絡等

- ・受講可否は、5月21日ごろまでに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することができますのでご了承ください。
- ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

11. 修了要件

研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- ・面接授業の出席が100%であること
- ・事前課題を提出すること
- ・修了評価で一定の水準を満たすこと

12. 研修単位について

(1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。

(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位 認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

13. 主催 公益社団法人日本社会福祉士会 主管 千葉県社会福祉士会

問い合わせ先 一般社団法人千葉県社会福祉士会

事務局（月～金 9時～17時）

連絡先 〒260-0026 千葉市中央区千葉港7-1 塚本千葉第五ビル3階
一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局

TEL：043-238-2866 FAX：043-238-2867 E-mail：office@cswchiba.com

別紙1

成年後見人材育成研修 標準カリキュラム

2017年2月版

使用テキスト	①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト)	②『後見六法』	③『専門職後見人と身上監護』
	④『成年後見実務マニュアル』	⑤参考資料集等	

課目	課目の目標	時間(分)	形態	講師	使用テキスト					課題
					①	②	③	④	⑤	
1日目 (390分)	0 研修ガイダンス	30	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者					○	
	1 成年後見制度の解説	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○	○	○	●	
	2 成年後見活動における判断能力のとらえ方	60	講義	医師	○	○				
	3 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から	180	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○	○		
2日目 (360分)	4 財産法の基礎	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○				●
	5 財産管理のための知識	90	講義	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士	○	○	○	○		
	6 後見事務の実際1	60	報告解説	報告者:社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目5担当講師 等	○	○	○			
	7 家庭裁判所の実務の理解	90	講義	裁判官、家裁職員(元職含む)	○	○		○		
3日目 (360分)	8 家族法の基礎	120	講義	成年後見実務に精通した弁護士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○				●
	9 身上監護のための知識	150	講義	成年後見実務に精通した有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)、社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○	○	○	
	10 後見事務の実際2	90	報告解説	報告者:社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目9担当講師 等	○	○	○	○	○	
4日目 (300分)	11 演習1 ニーズの把握と対応	120	演習	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○		●
	12 演習2 ネットワーク活用による権利擁護(それぞれの立場での権利擁護実践)	120	演習	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○		●
	13 今後の活動について	60	講義	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○		○		●